

# I 令和3年度 地域包括支援センター運営状況（令和3年4月1日～令和4年3月31日実績）

資料 I

## 1) 介護予防ケアマネジメント業務

事業対象者及び要支援認定者に対して、要介護状態になることを予防するため、自立支援を考えながら課題を整理し、高齢者が住み慣れた地域で生活を維持できるように、本人のできることを共に発見しながら主体的な活動と社会参加につなげる。

### (1) 第1号介護予防支援事業(介護予防ケアマネジメント) 件数

事業対象者及び介護予防・生活支援サービスのみを利用する要支援認定者に対して、介護予防や日常生活支援を目的として、その心身の状況や環境等に応じて対象者自らの選択に基づき、適切なサービス事業が実施されるように必要な援助を行うもの。（介護保険法第115条の45第1項第1号ニ）  
原則は地域包括支援センターが実施するが、居宅介護支援事業所への委託も可能である。（指定介護予防支援とは別制度）

包括別第1号介護予防支援件数(令和3年度業務月報より)

地域包括支援センター名	マネジメントの類型									加算(再掲)					
	ケアマネジメントA			ケアマネジメントC			合計			初回			委託連携加算		
	包括	委託	合計	包括	委託	合計	包括	委託	合計	包括	委託	合計	委託	合計	
社会福祉協議会	534	1,994	2,528	1	1	2	535	1,995	2,530	25	65	90	63	60	
つくし	83	1,185	1,268	1	0	1	84	1,185	1,269	2	35	37	33	33	
健楽園	174	1,469	1,643	1	0	1	175	1,469	1,644	2	42	44	40	40	
鶴岡西	164	721	885	0	0	0	164	721	885	5	33	38	30	30	
ふじしま	127	566	693	0	0	0	127	566	693	8	25	33	25	25	
はぐろ	362	114	476	0	0	0	362	114	476	20	9	29	16	16	
永寿荘	401	618	1,019	0	0	0	401	618	1,019	21	29	50	21	21	
あさひ	180	192	372	1	0	1	181	192	373	14	4	18	3	3	
あつみ	589	87	676	0	0	0	589	87	676	10	10	20	8	8	
合計	2,614	6,946	9,560	4	1	5	2,618	6,947	9,565	107	252	359	239	236	

※ケアマネジメントBは全ての包括で実績なし

### 【参考】

<b>ケアマネジメントA</b> 原則的なケアマネジメント
指定事業所のサービス利用 短期集中サービス利用
<b>ケアマネジメントB</b> 簡略化したケアマネジメント
指定事業所以外が行なう 多様なサービス利用
<b>ケアマネジメントC</b> 初回のみケアマネジメント
住民主体のサービス利用

## (2) 会議及び研修会

目的：総合事業の現状と課題を把握することで、自立支援に資する介護予防ケアマネジメント業務に活かす。

- 1) 鶴岡市介護予防ケアマネジメントマニュアルの見直し
- 2) 地域資源情報一覧更新
- 3) 保健師等資質向上研修
  - ① 認知症高齢者見守りサービス事業、認知症に関する相談情報連絡箋の運用について
  - ② 短期集中サービス事業について
  - ③ 障害サービスから介護保険に移行した事例について
  - ④ 軽度者に係る福祉用具貸与等について
- 4) 介護予防・日常生活支援総合事業に関する情報共有
  - ① 介護予防ケアマネジメントマニュアルの再確認
  - ② 総合事業全般、事例、事業所等の情報共有
  - ③ サービス未利用者データを活用した実態把握、支援
  - ④ その他

○鶴岡市介護予防・日常生活支援総合事業が実施されており、自立支援におけた介護予防ケアマネジメントの考え方、基本的な視点の理解を深めるとともに、一般介護予防事業をはじめ、多様なサービスの位置づけ等について引き続きケアマネジャーや住民へ周知していく必要がある。

○介護予防を目的とした通いの場づくりの広がりが、地域の支え合いの仕組みづくりにつながっており、生活支援コーディネーターをはじめ関係機関等と連携し、引き続き推進する。

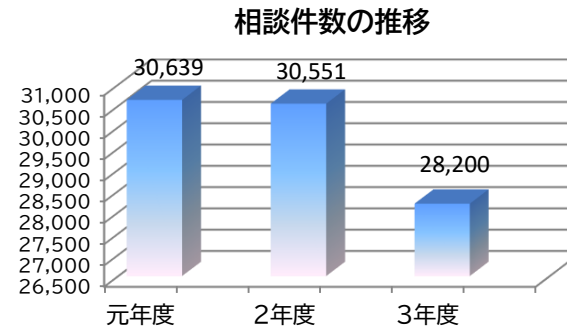
## 2) 総合相談・支援等事業

地域におけるワンストップの総合相談窓口として、住民の各種相談を幅広く受け止め、相談内容に応じた適切な関係機関または福祉サービス・制度につなげるために、横断的・多面的な支援を行う。

### (1) 総合相談件数年次推移 (実)

	元年度	2年度	3年度
相談件数	30,639	30,551	28,200
前年度比	1.2	1.0	0.9

○3年度は前年度と比較し、0.1ポイントの減となった。これは新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、地域包括支援センター職員が高齢者宅への訪問や地域住民及び支援者等が参集する会合等への参加が困難な時期があったことなどにより、センターの要援護者を把握する機会が減少したことが一要因として推測される。

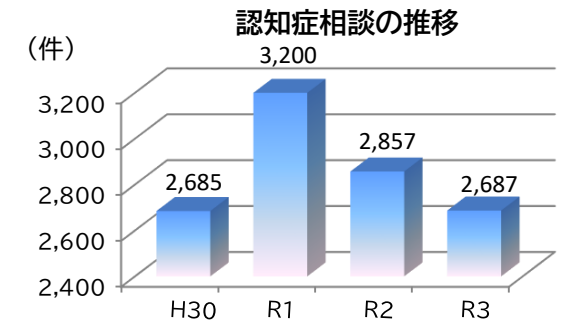


### (3) 地域包括ケアネットワーク会議

	元年度	2年度	3年度
開催回数	188	117	100
前年度比	1.1	0.6	0.9
開催箇所	124	84	65
前年度比	1.3	0.7	0.8

### (2) 相談形態、相談者、相談内容状況

新規	相談形態(実)							相談者(延べ)									
	電話	来所	訪問	FAX・メール	来所以外(会議等)	その他	計	本人	家族・親族	民生委員	介護支援専門員	サービス提供事業所	医療機関	行政機関	在宅介護・地域包括	その他	計
1,162	15,907	2,461	8,016	608	703	505	28,200	10,657	10,823	917	6,149	4,493	2,149	1,777	261	1,249	38,475



総合相談内容(延べ)																						
実態把握	権利擁護関係				介護関係			疾病・障がい関係				包括的		在宅福祉サービス調査	医療関係	経済的問題	災害対応	事業対象者・要支援者	その他	介護予防ケアマネジメント	指定予防支援	合計
	虐待関係	成年後見制度関係	消費者被害関係	その他	申請・更新等	介護保険の施設入所	介護者支援	認知症等	精神疾患	知的障害	身体疾病・障害	介護支援専門員支援関係	サービス担当者会議									
1,734	646	481	15	235	6,536	1,343	798	2,687	1,229	112	2,285	1,506	1,157	1,381	1,971	748	37	1,965	1,191	4,370	4,073	36,500

○相談形態としては、電話が56.4%、来所が8.7%、訪問が28.4%。相談者は、本人が27.7%、家族・親族が28.1%であった。

○相談内容としては、認知症等に関する相談が令和2年度の2,857件と比較し、ほぼ同数程度で推移している。

### 3) 権利擁護業務

高齢者に対する虐待防止や早期発見のための事業、権利擁護事業等に取り組む。高齢者虐待防止等連絡協議会を開催し、情報交換、事例検討などを通じ、成年後見制度の活用促進や高齢者虐待防ネットワークの環境整備を行う。

#### (1) 成年後見制度利用支援業務実績

		元年度	2年度	3年度
市長申立件数		5	5	12
審判結果	後見	4	4	7
	保佐	1	1	2
	補助	0	0	2
	審判待ち	—	—	1
報酬助成件数(再掲)		14	9	12

#### (2) 養護者による高齢者虐待の状況

		元年度	2年度	3年度
鶴岡市	相談・通報等新規	57	54	42
	虐待事実確認(再)	25	25	23
	虐待事実確認割合	43.9%	46.3%	54.8%
	老人福祉施設等措置(再)	1	1	1
山形県	相談・通報等新規	380	260	
	虐待事実確認(再)	165	126	
	虐待事実確認割合	43.4%	48.5%	

※令和3年度の山形県内の状況について本資料作成時点で未公表。

- 3年度における通報事例のうち54.8%に虐待の事実が確認されている。
- 認知症高齢者の増加に伴い、高齢者虐待や消費者被害の大きな要因になっているため、権利擁護に係る取組の実施はさらに重要となる。
- 今後も適切な介護保険サービスの利用は勿論であるが、成年後見制度の普及・啓発や高齢者への虐待防止や早期発見のためのネットワークづくりに努める。

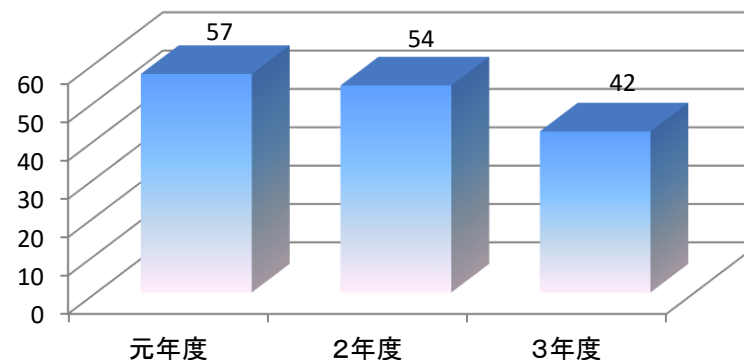
#### (3) 地域包括支援センター社会福祉士研修の開催

対象者: 鶴岡市地域包括支援センター連絡会に所属する社会福祉士  
 長寿介護課権利擁護担当職員, 各地域庁舎市民福祉課権利擁護担当職員  
 内容: 令和4年1月11日(火)「高齢者虐待対応における地域包括支援センターと行政が円滑な連携対応を行うためのポイント」  
 講師: 社会福祉法人米沢市社会福祉協議会/一般社団法人山形県社会福祉士会 柴田 優美子 氏  
 目的: 高齢者虐待に係る相談内容が複雑多様化している現状を踏まえ、行政と地域包括支援センターが連携を図り、円滑な支援対応を行うためのポイントを学ぶとともに、関係機関相互の連携強化を図ることを目的として開催した。

#### (4) 鶴岡市高齢者障害者虐待防止等連絡協議会

目的: 高齢者及び障害者の人権擁護及び福祉の増進に向けて、高齢者及び障害者の虐待防止等に関する支援について協議するとともに、関係機関との連携強化を図りながら、地域における高齢者等の安心した生活の確保に資する。  
 開催日: 第1回 令和3年11月10日(水)  
 第2回 令和4年 2月21日(月) 書面会議

鶴岡市虐待事実確認件数



#### 4)包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

高齢者が、介護が必要な状態になっても、住み慣れた地域で暮らし続けることが出来るよう、介護支援専門員への個別支援に加え、主治医、ケアマネジャー等の連携や関係機関との多職種協働により、様々な社会資源を活用し安心した生活が送れるよう具体的支援と仕組みづくりをめざす。

##### (1) 介護支援専門員への個別支援

	元年度	2年度	3年度
支援件数	1,245	1,502	1,506
前年度比	1.3	1.2	1.0

##### (2) 支援困難・委託ケースのサービス担当者会議等開催支援

	元年度	2年度	3年度
支援件数	1,734	1,279	1,157
前年度比	1.3	0.7	0.9

##### (3) 地域ケア個別会議開催件数

	元年度	2年度	3年度
開催回数	55	58	56
前年度比	0.8	1.1	1.0

##### (4) 介護支援専門員現認調査実施(各年度当初)

	元年度	2年度	3年度
居宅介護支援事業所数※1	52	51	49
介護支援専門員数(人)	172	175	163
(うち主任介護支援専門員数)	(56)	(59)	(59)
介護支援専門員数前年度比	0.94	1.02	0.93

※1 小規模多機能型居宅介護支援事業所含む

##### (5) 介護支援専門員スキルアップ研修会

目的: 介護支援専門員業務の専門的技術の向上と、平準化を図る。

日時: 令和3年10月22日(金)

場所: 総合保健福祉センターにこふる 及び オンライン

内容: 「ケアマネジメント力を向上させよう」

～口腔ケアの必要性を知りケアプランにいかそう・自立支援を学ぼう～

講師: 山形県歯科衛生士会会長 小野淑子 氏

参加者: 102名(会場17名、オンライン85名)

##### (6) 居宅介護支援事業所主任介護支援専門員研修会

目的: 鶴岡市内の居宅介護支援事業所の主任介護支援専門員が、その役割を果たすために専門的技術の向上及び職種間のネットワークづくりを図る。

また、地域の介護支援専門員の質の向上を図るために、地域包括支援センターと連携し研修会等を行うことにより適切なケアマネジメントの平準化をめざすとともに、リーダーとしての資質向上を図る。

日時: 令和3年11月12日(金)

場所: 市役所別棟2号館 及び オンライン

内容: ①鶴岡市第8期介護保険事業計画について

②鶴岡市の地域づくり～主任介護支援専門員の気づきを地域づくりへ

講師: ①長寿介護課

②地域包括ケア推進室

参加者: 65名(会場10名、オンライン55名)

## (7) 医療と介護の連携研修会

目的：利用者が住み慣れた地域で安心して暮し続けることができるように支援するため、医療と介護の多職種が相互に連携し効果的・効率的なネットワークの構築を図る。

※例年2回の研修会を開催していたが、令和3年度は新型コロナウイルスの影響により中止。

企画会議では、コロナ禍における、医療・介護職の研修開催の在り方などを検討する場となった。

## (8) 歯科医師と介護支援専門員との意見交換会

目的：歯科医師の業務理解と顔の見える関係づくり

日時：令和4年2月17日(木) YouTubeでの事前学習期間あり

場所：オンライン

内容：「歯科医師・歯科衛生士とケアマネジャーとの交流会inオンライン」

- 1.ミニレクチャー(事前学習) 鶴岡地区歯科医師会より  
「口腔ケアの重要性 ～もっと知って欲しい口腔内のこと～」  
Part1 口腔健康管理編 Part2 繋ぐ編
- 2.交流会(当日)  
オンライン(Zoom)でグループに分かれて意見交換

○令和4年4月現在、居宅介護支援事業所は36か所、小規模多機能型居宅介護事業所は13か所合わせて49か所となっている。介護支援専門員は、居宅介護支援事業所140人、小規模多機能型居宅介護事業所17人、合わせて157人が業務に従事している。その中で主任介護支援専門員の有資格者は59人、37.5%となっている。

○支援困難事例が増加する中、介護支援専門員及び主任介護支援専門員の人材の育成、資質向上に努めていく必要がある。

\*平成30年の制度改革により、居宅介護支援事業所の管理者は、主任介護支援専門員でなければならないとされた。令和3年3月末までの経過措置とされていたが、省令改正により令和4年3月末まで延長。主任介護支援専門員未設置は3か所(令和4年4月)。

○介護支援専門員支援については、地域包括支援センターの主任介護支援専門員と居宅介護支援事業所部会の役員が、定期的に会議等を開催しながら課題を整理し、引き続き協働で取組を進めていく。

○医療・介護連携の取組については、「地域包括ケア推進室」が中心となり、鶴岡地区医師会地域医療連携室ほたる、地域包括支援センターが協働して推進している。